

令和5年3月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和5年3月6日
武雄市農業委員会

令和5年3月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和5年3月6日(月)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時35分

2. 場 所 文化会館大集会室B

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	6件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請	7件
議案第4号	農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の 許可申請について	4件
議案第5号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第6号	武雄市非農地証明願	4件
議案第7号	特例農地の指定申請について	1件
議案第8号	下限面積要件の廃止について	
議案第9号	国の個人上保護の改正に伴う武雄市農業委員会が 取り扱う個人情報の保護に関する規程の修正について	

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。時間になりましたので、令和5年3月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員19人の出席、欠席者なしということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

会長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和5年3月の武雄市農業委員会総会を開会します。

今回は、議案第1号から第9号までの審議をお願いします。

本日の議事録署名人に、議事録署名人に、3番 中尾正悟委員、12番 古川さゆり委員を指名します。

それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 2月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。

(なし)

会長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会長 それでは、議案第1号を議題とします。

農地法第3条の規定による許可申請が6件提出されております。この議案について、1番から5番まで事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第1号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の1ページになります。

まず、申請番号1番、権利の内容は所有権の移転になっております。土地は、〇〇町の田1筆の2、250㎡。譲渡人は農業後継者がいない。譲渡人農は、業後継者がいないので譲りたい。譲受人は、自身の所有する農地とわのうになっており管理しやすい。ということで申請が提出されています。農地の価格は、発生しておりません。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆の1、461㎡。譲渡人が高齢で農業後継者がいないので譲りたい。譲受人は、自宅近くで管理がしやすい。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、〇〇円となっています。

申請番号3番、権利の内容は所有権の移転になっております。土地は、〇〇町の田2筆の1, 733㎡。譲渡人は、市外に移転するので、管理することができない。譲受人は、自宅近くで、管理しやすい。ということで申請が提出されています。農地の価格は、発生していません。

申請番号4番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆の552㎡。譲渡人が農業後継者がいないので譲りたい。譲受人は、自身の所有する農地とわのうになっており管理しやすい。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては発生ありません。

申請番号5番、権利の内容は所有権の移転、土地は、〇〇町の田1筆の3,072㎡。譲渡人は、親の代に土地のやり取りをしていた。現在耕作中でもあり名義を変更したい。ということで申請が提出されています。農地の価格は、発生していません。

以上、5件については、全て3つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この5件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、ありませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による5件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による5件の許可申請については、許可することに決しました。

次の申請番号6番については、〇〇推進委員が譲受人であり、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限により、議案第1号6番の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(〇〇推進委員 退席)

会 長 では6番の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは6番についてご説明させていただきます。申請番号6番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆の2, 168㎡。譲渡人が高齢のため管理が難しい。譲受人は現在も耕作しており、管理しやすい。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、発生しておりません。判断基準についてすべて満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第1号6番について、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決しました。

(〇〇推進委員 入席)

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が2件提出をされております。この2件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番、土地〇〇町の田1筆34㎡。申請事由は自宅の駐車スペースが狭いため、駐車場を確保したい。ということです。工事完了時期は許可後となっています。申請番号2番。〇〇町の田3筆の2, 228㎡。申請事由は、高齢のため農地の維持管理が困難になったので植樹、植林をしたい。工事完了時期は、令和5年7月31日となっています。

農地区分、許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第2号農地法第4条の規定による2件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第4条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。農地法第5条の規定による許可申請が7件提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番、権利の内容は賃貸借権設定になっております。土地につきましては、〇〇町の田2筆、面積1,299㎡です。申請理由は、新しい社屋を建設するにあたり、隣接地である申請地を駐車場として利用したい。ということです。工事完了時期は令和5年7月31日となっており、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番、権利の内容は所有権移転。土地につきましては、〇〇町にあります田3筆、畑1筆の面積6,659㎡で申請理由は、建設業をおこなっており、自治体及び民間からの依頼も順調に推移している。現在〇〇町に土砂置場及び資材置場を賃借しているが、本社から遠方であること及び賃借であることから返還を考えており、本社に隣接した申請地を資材置場として利用したい。ということで、工事完了時期は令和10年4月30日となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

申請番号3番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります田1筆面積154㎡です。申請理由は、自宅の駐車場が狭いため、駐車スペースを確保したい。ということで、工事完了時期につきましては令和5年4月30日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

申請番号4番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積639㎡となっております。申請理由は、次男が地元へ帰省し歯科医院を開業することになった為、歯科医院を建築し、貸付けたい。ということです。工事完了時期は令和5年6月30日、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号5番、権利の内容は使用貸借権設定。土地につきましては、〇〇町にあります田1筆畑1筆の面積365㎡で農振除外済となっております。申請理由は、父も高齢になり同居を考え、父の所有する申請地に一般住宅を建築したい。ということで工事完了時期は令和5年10月31日となっております、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号6番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります田1筆畑1筆の面積930㎡で農振除外済となっております。申請理由は、道路改良に伴い現在の住宅から立ち退きとなる為、申請地に一般住宅を建築したい。また、踊りを教えており教室棟もあわせて建築したい。ということです。工事完了時期につきましては令和5年12月31日で、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

申請番号7番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積517㎡です。申請理由は、建設業を営んでいるが、今後は他の業種にも事業を展開していきたいと考えており、オーガニック食品を中心に販売する為の店舗を建築したい。ということです。工事完了時期は令和5年9月30日となっております。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。このうち1番と2番の案件については、2月24日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

令和5年2月24日午後1時30分から、A班及び地元農業委員等により、武雄市役所3階会議室にて調査委員会を開催し、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請2件 について審議しました。

申請番号1番「駐車場」についての主な質疑等は、今回の申請地と隣接地の事務所用地との間に現況では水路があったので今後の維持管理について地元と十分協議するよう代理人へ伝えました。

また、地元区の方にも地元農業委員を通じて話をしておくこととなりました。

次に申請地は以前、形状変更の届出がなされ盛土されていると代理人から

説明があり、現地を確認したところ、バラスなどが入っている状態でした。

形状変更は農地として使用しやすいよう行うものである為、現地の状況から始末書を提出するよう伝えました。

次に申請番号2番「資材置場」についての主な質疑は、事務局より、「3000平方メートル以上で、高さ1m以上の盛土」について、県の許可が必要なのではないか？と以前確認をお願いしていた点についてどうなったか？と確認があり、「農地転用申請を提出する場合は、事務局が言われていた申請については不要」という回答が代理人よりありました。

以上、質疑等はありませんでしたが、申請番号1番及び2番の案件について調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。以上、報告いたします。

会 長 ありがとうございます。それでは、3番から7番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

会 長 補足説明が無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

会 長 他に何かございませんか。
それでは、質疑が無いようですので質疑をとどめます。
議案第3号 農地法第5条の規定による7件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による7件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

———《議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条許可申請》———

会 長 次に議案第4号農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条許可申請を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請が4件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号について説明します。資料は、議案書7ページです。申請番号1番、権利の内容については所有権移転となっています。土地は〇〇町の田4筆の460㎡。申請理由は、亡き夫が当初許可を得た計画について事業計画変更をおこなうことなく変更していた。また、当初は貸借での転用計画で

あったが所有権移転に変更したい。ということで事業計画変更を提出されております。事業計画変更なく農業倉庫を作っていたため始末書添付となっております。工事完了時期についてはすでに完了しているため無しとしております。農地区分及び許可基準については議案書記載のとおりです。

続きまして申請番号2番から4番については同様な案件でありますので一括で説明いたします。〇〇町の土地におきまして当初、平成30年10月29日付で〇〇さんと〇〇さんが県から宅地分譲の許可を受けていたのですが事業計画変更申請をおこなうことなく当初申請時とは相違する区画割をおこなっていたもので、見取り図及び土地利用計画図の34ページをご覧ください。当初29画での分譲が28区画の分譲に変更されており、番号12, 7, 11の所の点線が〇〇さんと〇〇さんの境界であり1つの区画の中に所有者が混在する形になっています。これを片方に移すという申請になっております。議案についての事務局からの説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明はありませんか、なかったら質疑に入りたいと思います。

会 長 何かございませんか。なったら質疑を開始します。
それでは、質疑も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条許可申請4件につきましては、本委員会としては承認しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条許可申請4件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)》

会 長 次に、議案第5号を議題といたします。
議案第5号「武雄市農用地利用集積事業計画(案)」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和4年度第12号利用権設定計画(案)」を記載しています。
2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。
武雄町、田、新規、2件、2筆、3281㎡。

再設定、1件、1筆、1938㎡。
橘町、田、新規、4件、12筆、7353㎡。
再設定、4件、5筆、16687㎡。
朝日町、田、再設定、6件、8筆、13628㎡。
若木町、田、再設定、1件、1筆、1989㎡。
武内町、田、新規、4件、7筆、11990㎡。
再設定、1件、1筆、1176㎡。
東川登町、再設定、4件、8筆、13951㎡。
西川登町、再設定、1件、1筆、1279㎡。
山内町、田、新規、5件、9筆、13022㎡。
再設定、2件、4筆、4019㎡。
北方町、田、新規、1件、2筆、3300㎡。
再設定、2件、3筆、8107㎡。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の設定変更は19ページに、解除については、20ページに記載しています。

以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようでございますので、議案第5号の質疑をとどめます。
議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 ないようですので質疑を止めます。
議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第6号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について4件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号について御説明をさせていただきます。議案書の9ページをお開きください。

議案第6号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。土地につきましては、〇〇町にあります、畑1筆369㎡です。昭和52年頃家を建設した時から農地としては利用せず、庭や一部は山林となっている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

申請番号2番、土地は〇〇町にあります、畑1筆302㎡です。昭和57年頃祖父が小屋を建て、営んでいる木工所の木材や廃材等の資材置場として利用し、現在に至っている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

申請番号3番です。土地につきましては、〇〇町にあります、畑1筆6290㎡です。昭和50年頃から不整形・傾斜地の形状のため耕作せず放置していた。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

申請番号4番、土地につきましては、〇〇町にあります、畑1筆3183㎡です。昭和45年頃から形状不良に加え、不採算及び高齢のために耕作せず放置していた。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第6号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第6号、4件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号 武雄市非農地証明4件について原案どおり証明することに決しました。

《議案第7号 特例農地の指定について》

会 長 次に議案第7号を議題といたします。特例農地の指定について1件の指定申請書が提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号について御説明をさせていただきます。議案書の10ページをお開きください。議案第7号について説明いたします。

申請番号1番。農地は〇〇町にある畑2筆212㎡です。居住する住宅・宅地に隣接する概ね500㎡以下の農地で遊休化する可能性があるものに該当します。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから審議に入りたいと思います。何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。

会 長 それでは、意見も無いようですので、議案第7号の質疑をとどめます。議案第7号、特例農地の1件の指定申請について、申請通り指定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第7号、特例農地の1件の指定申請につきましては、原案どおり特例農地として指定することに決しました。

—————《議案第8号 農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について》—————

会 長 次に議案第8号を議題といたします。「下限面積要件の廃止について」、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号について御説明をさせていただきます。議案書の11ページをお開きください。下限面積につきましては、市全体が5000㎡、青年等就農計画の認定者は1000㎡、空き家バンク、住宅に隣接する農地は1㎡からと特例を設けておりました。方針として農地法第3条第2項第5号については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により

削除されることとなり、令和5年4月1日以降、改正前の下限面積の要件は適用されなくなります。それに伴い武雄市農地等権利移動制限特例農地指定制度実施要領も適用されなくなり、要領を令和5年3月31日付けで廃止するものであります。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第8号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

〇〇番委員 個人が購入される場合はいいのですが企業が購入する場合はどうなのでしょう？

事務局 企業の場合は、農地所有的確化法人となっており農業関係の法人での確化法人の要件を満たした法人でないと取得できないことになっています。

会 長 他にありませんか。無いようですので質疑をとどめます。
議案第8号「下限面積要件の廃止について」、原案どおり設定することにご異議ございませんか

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第8号は承認されました。

《議案第9号 武雄市農業委員会が取扱う個人情報の保護に関する規程の修正について》

会 長 次に議案第9号を議題といたします。「武雄市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の修正について」、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号について御説明をさせていただきます。
国の個人情報保護法の改正により行政機関が制定している個人情報保護条例及び施行規則を廃止し新たに条例及び施行規則を制定されることとなりました。これは国の個人情報保護法が民間に対しての法律であったものが今後は国県市町にも適用することに変更されたためであり、現在の条例及び規則を廃止し新たに制定することになりました。これに伴い、市の条例を例としている農業委員会の個人情報の保護に関する規程を修正することとなったものです。施行日は令和5年4月1日となっています。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第9号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第9号「武雄市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の修正について」、原案どおり設定することにご異議ございませんか

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第9号は承認されました。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和5年3月の農業委員会総会を終わります。